

川崎市まちづくり局営繕工事等の情報共有システム試行実施ガイドライン

(目的)

第1条 本ガイドラインは、川崎市まちづくり局が発注する営繕工事において、情報共有システム（以下「システム」という。）を活用するにあたり必要な事項を定め、「工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上」に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) システム 受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- (2) 工事帳票 「公共工事特則仕様書」等で定義された資料をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む。）したものを有効とする。ただし、システムを用いて処理（指示、承諾、協議、提出、報告、通知等）する場合は、記名がなくても有効とする。

(対象工事)

第3条 川崎市まちづくり局が発注する営繕工事を対象とする。

2 システムの活用は、受注者からの希望により実施する「受注者希望型」とする。

(システムの選定)

第4条 使用するシステムは、次に掲げる要件を満たすものから受注者が選定し、事前に委託監督員を含め発注者と協議した上で、施工計画書にシステムを使用する旨を記載するものとする。

- (1) 「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編」（国土交通省）（最新版）のうち、下に示す機能を必須要件とする（「情報共有システム提供者における機能要件（最新版）対応状況一覧表（国土交通省）」参照）。
- (2) システムの提供方法は、ASP方式（システム提供者がシステムの機能を提供する方式）とする。

(システム利用に係る手続き)

第5条 「システム」の利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。受注者及び発注者は、システム提供者からID及びパスワードを取得するものとする。

(システム利用に係る費用負担)

第6条 システムに係る費用（登録料及び利用料）は、発注者負担とし、共通仮設費に積上げ計上し、請負金額を変更する。なお受注者側における通信費等は受注者負担とする。

(対象工事帳票)

第7条 システムの対象とする工事帳票は、受発注者の協議とする。

(成果品)

第8条 システムで処理された工事帳票は、川崎市電子納品要領に基づく「電子納品ガイドライン（建築編・建築設備編）」により、電子納品することを原則とする。

(検査)

第9条 システムで処理された工事帳票は、電子媒体での検査に努めるものとする。

(利用上の注意)

第10条 システム利用にあたり、以下のことに注意すること。

- (1) ID及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩の防止を図ること。また受注者は、情報漏洩が発生した場合、又はその疑いがある場合発注者へ報告すること。
- (2) システムで推奨されている環境（通信速度、CPU、容量等）が整っていることを事前に確認すること。

(利用上の留意点)

第11条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
- (2) ID・パスワードの管理の徹底
- (3) フォルダ構成の統一
- (4) 通信環境の整備

(情報漏えいの防止)

第12条 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。

(川崎市が独自に定める機能要件等)

第13条 受注者は第4条で定めた機能要件の他、次に定める機能要件等を満たすシステムの使用及び運用を行うものとする。

- (1) 受注者は脆弱性診断の実施について、実施日とその結果についてベンダから報告を受けるとともに、その結果を記録が残る方法（紙面、メール等）により、発注者に報告すること。
- (2) 情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.2以上とする。
- (3) データを保存するサーバーは、日本国内に設置されたベンダを利用するものとする。
- (4) 受注者は、クラウドサーバーに係る操作ログを確認するなどして、不正な操作が行われていないことを確認するものとする。
- (5) ID及びパスワードの管理 受注者及び発注者は、自己の保有するID及びパ

スワードに関し、次の事項を遵守するものとする。

ア 自己が利用している I D を他人に利用させないこと。

イ 共用 I D を利用する場合、共用 I D の利用者以外に利用させないこと。

ウ パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。

エ パスワードの長さは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする。

オ 情報共有システムへの侵入の危険、又はパスワード漏えいの恐れがある場合には、パスワードを速やかに変更すること。

カ 仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更すること。

キ 端末にパスワードを記憶させないこと。

(6) ベンダにより契約書に記載された期日に達した際には、自動あるいは手動によりデータは削除されるが、その際に受注者は、ベンダから削除したことを証明する書面を入手し、発注者に提出するものとする。

(7) 受注者は、セキュリティーインシデントが発生した際の発注者への報告のフローを、発注者に提出すること。

(8) 発注者及び受注者は、意図しない公開設定や、操作等により情報漏洩を発生させないために、情報共有システムの設定や、操作方法をよく理解した上で利用すること。

(9) 受注者はサービス利用規約等に、契約途中におけるサービス終了時の事前の通知方法や期限、データの移行方法の記載があることを確認すること。記載がない場合は、サービス利用規約や、契約書への追記により確認すること。

(10) 他システムとの連携は行わない。連携する必要がある場合には、受発注者間の協議により、他システムの利用の可否を決定する。

(11) ベンダが提供するサービス（機能）の中で、利用可能なサービス（機能）は、受発注者間の協議による。

(12) 大規模災害等で、ネットワーク回線の不通や、システムの故障が長期化し利用できない事態が生じた場合には、紙面により工事帳票の提出等を行う。なお、既に情報共有システムに保存された情報については、受発注者間で協議によりその取扱い（検査時の対応等）を定めるものとする。

（その他）

第14条 本ガイドラインに定めのない事項については、受発注者間で別途協議する。

2 受注者はシステムを利用した場合、工事完了後にアンケート調査に協力するものとし、工事完成後、速やかにWEB上で回答するものとする。